

令和8年度 宜野湾市保育所利用調整基準表

就学前児童数
(R2.4.2以降生まれ)

人

【 児 童 氏 名 】

点

		基本指数		調整指数		
		父	母			
基本指数	就労	被雇用者 及び 自営業	就労時間【月あたり】		父	母
			月160時間以上	10	10	
			月140時間以上160時間未満	9	9	
			月120時間以上140時間未満	8	8	
			月100時間以上120時間未満	7	7	
			月80時間以上100時間未満	6	6	
			月64時間以上80時間未満	5	5	
			※休憩時間は就労時間に含む。 ※以下の(1)～(5)の場合は添付資料の提出が必要。添付資料の提出が無い場合は『求職活動』として取り扱う。 (1)自営業中心者 ①令和7年1月1日以前から開始している方→直近の税申告書の控えの写し ②令和7年1月1日以降から開始している方→開業届の控えの写し または 営業許可証の写し (2)自営業専従者→自営業中心者に関する添付資料(①のみ) (3)家族従事者・協力者→自営業中心者に関する添付資料(①または②) (4)法人役員→登記事項証明書(登記簿謄本)の写し (5)業務委託・内職→業務委託契約書の写し			
	求職	求職活動をしている(※就労や介護・看護等にあたる時間が月64時間未満の場合も含む。)		3	3	
	妊娠・出産	入所希望日時点からみて、産前3カ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日 (※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません。)			6	
	就学	通学 及び 通信	授業(学習)時間【月あたり】		父	母
			月160時間以上	10	10	
			月140時間以上160時間未満	9	9	
			月120時間以上140時間未満	8	8	
			月100時間以上120時間未満	7	7	
			月80時間以上100時間未満	6	6	
			月64時間以上80時間未満	5	5	
			※通学制の場合、授業の間の拘束時間は授業(学習)時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業(学習)時間として計算する。 ※通学・通信制どちらの場合についても、自習時間は授業(学習)時間に含まない。			
	疾病・障がい	診断書	※診断書と手帳等の両方がある場合は指数の高い方を基準点とする。			
			①病状等から該当するもの		②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの	
a. ☐ 2 c. ☐ 4			I. ☐ 2 III. ☐ 4			
b. ☐ 3 d. ☐ 5			II. ☐ 3 IV. ☐ 5			
身体・精神障がい者手帳		1・2級 ☐ 10 3級 ☐ 8 4級以下 ☐ 6				
療育手帳		A1・A2もしくはB1 ☐ 10 B2 ☐ 8				
看護・介護	☐ 身体・精神障がい者手帳1・2級 ☐ 療育手帳A1・A2・B1 ☐ 介護保険被保険者証要介護5 ☐ 診断書⑥⑦		10	10		
	☐ 身体・精神障がい者手帳3級 ☐ 療育手帳B2 ☐ 介護保険被保険者証要介護3・4 ☐ 診断書④⑤		8	8		
	☐ 身体・精神障がい者手帳4級以下 ☐ 介護保険被保険者証要介護1・2 ☐ 診断書③		6	6		
	☐ 診断書②		4	4		
災害	家屋等が災害を受け、復旧にあたる		10	10		
その他	☐ 不在(※本島外への単身赴任) ☐ 離別・死亡(※離婚前提の証明ができる別居を含む) ☐ 不存在(※満65歳以上の祖父母が監護している)		10	10		
調整指数	☐ ひとり親世帯(※離別、未婚、死亡、拘禁、離婚調停中等)【※根拠資料の提出が必要】		6			
	☐ 準ひとり親世帯(※本島外への単身赴任、離婚を前提とした別居等)		2			
	☐ 祖父母が申込児童を保護者の代わりに監護している(※祖父母の年齢に関わらず)		4			
	☐ 令和8年4月1日時点で母が18歳未満(※平成20年4月2日以降に生まれた人)		2			
	☐ 生活保護世帯【※根拠資料の提出が必要】		2			
	☐ 障がい者(児)がいる世帯【※根拠資料の提出が必要】		2			
	☐ 多子世帯(※同一世帯、かつ、未就学児が3人以上)		1			
	☐ 申込児童のきょうだいが既に認可保育施設に在園(※認定こども園1号を含む)しており、令和8年4月以降も引き続き在園が見込まれる【※新規申込の場合】		1			
	☐ きょうだい同時新規申込(※転園申込児童は除き、多胎児同時申込の場合は右記加点よりさらに+1)		1			
	☐ 宜野湾市が支給認定しており、令和8年3月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童(※既に市内連携施設等への入所が内定している場合は申込不可)		20			
	☐ 里親世帯【※根拠資料の提出が必要】		20			
	☐ 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師(正准)・保健師・小学校教諭・養護教諭(すべて有資格者)として保育養護業務に従事している(※採用予定含む)【※根拠資料の提出が必要】		6			
	☐ 希望する保育施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる(※保護者からの申し出があった場合のみ適用する)		-20			
	☐ 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる(※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する)					
	☐ 過去に虚偽の申請をしたことがある方(※課内協議の上、減点する指数を決定します)					
	☐ 現年度分・過年度分で滞納月が2ヵ月分あれば-2点、それ以上に滞納している場合は滞納月1ヵ月分ごとに-2点(※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う)					
☐ 市長が特に必要と認めた場合(※課内協議の上、付与する指数を決定します)						